

平成23年 5月16日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第4条・第5条に基づく措置の実施状況に関するお知らせ

北郡信用組合

北郡信用組合（理事長 西塚 一彦）は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第4条・第5条に基づく措置の実施状況（平成23年3月末現在）について、別紙の通りお知らせいたします。

以上

北郡信用組合 金融円滑化相談窓口 融資部 経営支援課 内（担当：柴田）
電話 0237（55）5694 内線 44、45

第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4、別表5から別表6まで）

（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	454	1,745	2,605	4,191	5,485	6,838
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	309	1,350	1,814	2,841	3,601	4,483
うち、実行に係る貸付債権の額	176	1,019	1,424	1,693	3,318	3,626
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	36	36	36	36	45
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	132	199	150	900	36	514
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	94	202	210	210	296
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	145	395	790	1,350	1,883	2,355
うち、実行に係る貸付債権の額	3	246	585	1,022	1,751	2,098
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	1	6	6
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	142	140	117	236	15	134
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	8	87	90	110	115

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が中小企業者である場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	37	123	228	350	485	603
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	20	61	83	106	132	171
うち、実行に係る貸付債権の数	6	33	52	65	102	120
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	6	6	6	6	8
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	14	13	5	13	2	16
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	9	20	22	22	27
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	17	62	145	244	353	432
うち、実行に係る貸付債権の数	2	41	105	205	329	401
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	2	2
うち、信用保証協会が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	15	18	30	25	5	9
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	10	13	17	20

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	20	147	147	147	287
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	62	126	126	266
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	20	64	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	20	20	20	20

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	4	9	9	9	11
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	4	5	5	7
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	0	4	1	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	4	4	4	4

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(別表7) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	240	414	506	574	627	647
うち、実行に係る貸付債権の額	0	206	251	284	339	388
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	9	9	9	9	29
うち、審査中の貸付債権の額	240	91	78	76	74	25
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	107	167	204	204	204

(別表8) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
 [債務者が住宅資金借入者である場合]

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	24	39	45	51	57	58
うち、実行に係る貸付債権の数	0	16	20	23	29	33
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	3
うち、審査中の貸付債権の数	24	9	7	7	7	2
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	13	17	20	20	20